別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

1. 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和２年度の国勢調査結果によると、清水町の人口は31,710人となり、前回調査に続き人口減少が確認された。人口の減少は、主に町内を対象とする卸小売業やサービス業等の市場縮小に波及し、当該業種を中心に企業等の活力が低下するおそれがある。全国的にも様々な要因から地方にある企業・事業者の廃業や撤退、域外への流出傾向が続いており、今後清水町でこの傾向が進むと、法人住民税収の減少につながり、財政運営上の悪影響が予想される。また現在多数流入している通勤人口が減少するため、町内の消費効果や活力の低下にも結びつくことが懸念される。

産業実態調査などの結果から清水町では産業における製造業と卸・小売業の就労人口割合が全体の40.4％と高いのが特徴だが、製造業では周辺市町と比較して小規模な事業所の割合が多く、事業所当たりの生産額も周辺市町より小さい。また卸売業や小売業の販売額も低下傾向にあるなど、町内の産業動向はやや停滞傾向にある。

|  |  |
| --- | --- |
| 指標項目 | 現状値 |
| 町内立地企業・事業者数 | 1,602社 |
| 町内事業所従業員数 | 15,353人 |
| 人口一人当たりの小売業年間商品販売額 | 160万円 |
| 製造品出荷額 | 10,225,994万円 |

（２）目標

　中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に２件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

また、清水町として目指すべき将来の方向性は、雇用や経済の担い手となる企業等の活性化の支援により、地域の活力を高めるとともに人口流出の基盤を整えることである。人口減少がもたらすものとして、小規模・中規模事業者が多い清水町内の企業は、事業継続の困難さや規模の縮小にさらされる可能性があるので、人材育成や人材の確保を通じて既存企業の減少や縮小を留める政策を積極的に展開する。

|  |  |
| --- | --- |
| 指標項目 | 目標値 |
| 町内立地企業・事業者数 | 1,800社 |
| 町内事業所従業員数 | 16,000人 |
| 人口一人当たりの小売業年間商品販売額 | 190万円 |
| 製造品出荷額 | 10,573,677万円 |

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

1. 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は清水町全域とする。

（２）対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする業種は全業種とし、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

1. 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

　町税を滞納している者は対象としない。

　先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。